

概算数量発注方式試行要領

1 趣旨

この要領は、上下水道局水道部が発注する水道工事について、設計積算業務、入札事務等（以下「発注事務」という。）の効率化を図るため、概算数量発注方式により発注する場合の取扱いを定めるものとする。

2 定義

- (1) 「概算数量発注方式」とは、当初設計の数量を概算数量により積算し、これにより契約した後に、工事現場との整合等を精査し、施工協議書により設計数量の確定をした上で契約変更を行う方式をいう。
- (2) 「概算数量」とは設計図書に示した平面図、標準断面図等の代表的な数値により算出した設計数量をいう。
- (3) 「工事設計図書」とは、工事施工前に施工範囲の確認、現地測量及び設計照査を行った結果を基に作成する平面図、横断図、詳細図、配管図等の図面、数量設計書等をいう。

3 対象工事

概算数量による発注により、発注事務が効率的に行える工事に適用するものとし、原則として設計金額5千万円未満の工事を対象とする。

4 概算数量発注方式の明示

- (1) 公告文への明示
公告文に「概算数量発注方式による発注である」と明示し、入札参加者に周知する。
- (2) 設計図書への明示
次の各号に掲げる方法により明示する。
 - ア 工事名
工事名に（概算設計）を追加し概算数量発注方式であることを明示する。
 - イ 特記仕様書
数量が概算であること及び工事契約後の手続を明示する。
 - ウ 施工条件明示事項
その他の項目に「概算数量発注方式による工事発注」と明示する。

5 設計書の作成

設計書の作成については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事名に（概算設計）を追加する。
- (2) 当初設計図書は、位置図、平面図、標準断面図、施工図等を添付するものとする。

- (3) 工事に必要な工種（仮設工を含む。）及び構造物は、当初設計において最大限計上するものとする
- (4) 積算は、概算数量に基づき各種工事の積算基準により行うものとする。
- (5) 工事設計図書の作成に必要な調査及び測量の費用は、通常行う設計図書の照査の範囲内であるため、計上しないものとする。
- (6) 工期を設定する際は、工事計画図書の作成期間として、通常の標準工期に加え 10 日程度加算することができるものとする。

6 設計変更

設計変更は、「静岡市設計変更事務取扱要領」に基づき行う。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。